

■ REPSE 登録の更新手続き開始

メキシコでは「労働者派遣(自社の労働者を他者の下で働かせること)」が原則禁止されています。専門的なサービスや業務の提供であって、サービス提供先の事業目的や主要な経済活動ではない範囲に限り、労働社会福祉省(Secretaría del Trabajo y Previsión Social、以下「STPS」)への登録(通称 REPSE)を以て労働者派遣を行うことができることとされています。

本登録 REPSE は、3 年間の期限があり、労働者派遣サービスを継続する事業者はこの登録を更新しなければなりません。REPSE の制度が開始されたのが 2021 年であり、本年は制度開始後初めての更新の年を迎えます。これにあたり、STPS は「Carácter general para el registro de personas físicas o morales que presten servicios especializados o ejecuten obras especializadas a que se refiere el artículo 15 de la Ley Federal del Trabajo(連邦労働法第 15 条に定める専門的サービス・業務の提供を行う者の登録に関する一般規則、以下「規則」)」の改正を行い、2 月 21 日これが官報公示されました。

登録の有効期間は登録日から起算するとされていますが、登録更新手続きは、STPS が定めたスケジュールに従わなければなりません(規則 13 条、16 条)。2024 年の当該スケジュールは、次のとおりです。この期間のみ、REPSE プラットフォームで「登録更新」機能において、更新に必要な書類等を提出することができ、登録企業はその更新を申請しなければなりません。この決められた期間内に登録更新申請を行わなかった場合、登録は取り消されることとなります。

登録年	登録月	登録更新申請期間
2021	6 月	2024 年 3 月～5 月
	7 月	2024 年 4 月～6 月
	8 月	2024 年 5 月～7 月
	9 月	2024 年 6 月～8 月
	10 月	2024 年 7 月～9 月
	11 月	2024 年 8 月～10 月
	12 月	2024 年 9 月～12 月

(2025 年以降の更新期間は[こちら](#)かご確認ください。)

つまり、REPSE 登録月を基準にその 3 か月前から前月までの間に更新申請を行う事となり、例えば、7 月 31 日に登録を受けた企業は、6 月 30 日までに更新申請を行わなければならないこととなります。

また、登録更新を行った事業者は、当該登録更新について、サービス利用者に対して通知しなければなりません(規則 18 条)。

メキシコの労働者派遣の実施・利用にあたっては、労働者派遣事業者のみならず、同サービスの利用事業者も、派遣労働者に対して連帯して責任を負うこととされており、また、税法上もこれらが連帯して責任を負うこととされています。特に税務においては、REPSE 登録のある事業者に対する支払いについては、損金算入等できることとされていることから、登録のない事業者の労働者派遣を利用した場合は、脱税行為とみなされる恐れもあり、現在、労働者派遣を利用している事業者においては、労働者派遣事業者の登録が更新されたかどうか、確実に確認をとることが重要です。

もちろん、REPSE 登録があることだけが、法令遵守の要件ではありません。労働者派遣事業者においては、社会保険庁(Instituto Mexicano del Seguro Social)や労働者住宅基金機構(Instituto del Fondo Nacional de La Vivienda para Los Trabajadores)への報告や、利用事業者においては、労働者への給与インボイスや社会保険料納付の証明等の書類の写しの取得と保管など、関連法令において定められた条件を満たす必要があります。

■ 2024年2月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
2月2日		Anexo 16-A de la Resolución Miscelánea Fiscal para 2024	新規
2月21日	2月22日	Disposiciones de carácter general para el registro de personas físicas o morales que presten servicios especializados o ejecuten obras especializadas a que se refiere el artículo 15 de la Ley Federal del Trabajo	改正

■ ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、社内規定類の見直し、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけますし、メキシコ国外の拠点からのお問い合わせにも対応しております。

- ・法律顧問契約を解約した、顧問先がない
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc.・・・





といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

TNY Group では、メキシコでのビジネスに関する法制度および実務上の留意点等について概説した書籍「メキシコ法務」を出版いたしました。次のリンクから目次や内容の一部をご確認いただけます。

→[民事法研究会ウェブサイト](#)

メキシコ国内でのご購入に関心がある方は、弊事務所までお問い合わせください。

また、Newsletter のトピックについても募集しております。皆様にとって関心のあるテーマやトピックのご要望がございましたら akikot@tny-legal.com までご連絡いただけますと幸いです。

	TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)	
	Address Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.	Contact  (+52) 55-5255-0236/55-2589-4478  info@tnygroup.biz  https://www.tny-mexico.com